

農地転用届出書 添付書類(農地法第4条・5条)

必要添付書類は以下のとおりです。

NO	提出物	備考	レ
1	農地転用届出書	正・副の計2部。	<input type="checkbox"/>
2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	法務局で発行。届出前3か月以内のもの。原本	<input type="checkbox"/>
3	付近図	位置図(都市計画図可)	<input type="checkbox"/>
		案内図	<input type="checkbox"/>
4	公図の写し(区画整理地内を除く)	届出地に接する隣接地の現況地目を記載したもの(田・宅地等) 農地の場合は耕作者名も記載	<input type="checkbox"/>
5	土地利用平面図	建物等の配置、給水、排水がわかるもの	<input type="checkbox"/>

加えて、以下の場合はそれぞれの書類を添付してください

NO	内容	提出書類	レ
6	代理人による申請	委任状 (法人に係る届出をその社員が行う場合も法人→社員個人への委任状が必要)	<input type="checkbox"/>
7	転用者が市外在住者	転用者の住民票(現住所確認のため)	<input type="checkbox"/>
8	土地所有者の現住所が登記簿上の所有者住所と異なる場合	住民票、戸籍の附票等、住所移動のつながりが確認できる証明書	<input type="checkbox"/>
9	登記簿上の所有者が死亡し、相続未登記の場合	真正な権利者であることが確認できる書類 (戸(除)籍謄本、遺産分割協議書の写し等)	<input type="checkbox"/>
10	区画整理地内の転用	仮換地証明書と仮換地重ね図	<input type="checkbox"/>
11	届出地に賃借権が設定されている	農地法第18条に基づく解約を確認できる書類(事前に解約)	<input type="checkbox"/>
12	転用者が法人である	法人登記事項証明書。届出前3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>
13	転用目的が建売住宅及び宅地分譲	宅地建物取引業者の免許証の写し	<input type="checkbox"/>
14	都市計画法第29条の開発許可を要する場合	開発許可書の写し (開発許可申請書に担当課の受付印を押印したもので可)	<input type="checkbox"/>
15	登記地目が田で、かつかんがい用水の受益地	農地転用通知書及び農地転用確約書 (大井川土地改良区用。No.3~5の図面が各1部必要。)	<input type="checkbox"/>
	* 田面積が1,000㎡を超える場合は、直接大井川土地改良区へ提出する必要があります。		